



第3章 施策の大綱

1. 活力あふれる産業が展開するうわじま

① 農林業の振興

ミカンをはじめとする果樹栽培と米の生産を中心に多様な農産物を生産する本市の基幹産業である農業については、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の整備と、共同活動等による保全作業を推進しながら、地域農業を支える意欲と能力のある担い手（認定農業者、集落営農組織等）の育成・確保、農業経営の法人化の促進等による経営体制の再編強化に努めるとともに、試験研究施設等関係機関・団体との連携のもと、農産物の生産性・品質・安全性の向上や一層のブランド化、新たな特産品の開発、加工体制の充実等を促進します。

また、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや有機・減農薬栽培など食の安全と環境に配慮した環境にやさしい農業の促進に努めるとともに、交流拠点施設の活用等による農産物の直売体制の充実や学校給食との連携等による地産地消の促進、グリーン・ツーリズム（農山村における滞在型の余暇活動）や観光農園、市民農園の展開等による都市住民・消費者との交流の促進、さらには食育の推進を図り、新たな時代に即した自立した農業・農村の実現と農業の持つ多面的な機能の保全・活用に努めます。

総面積の約7割を占める森林については、将来にわたる適正な整備・管理と南予ヒノキのブランド化に向け、林道、作業道の整備を進めながら、森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な森林整備を進めます。

また、森林の持つ多面的機能の持続的発揮、森林と水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、森林の保全及び育成、環境教育やレクリエーションの場としての活用を進めるほか、木質ペレットなどバイオマス（生物由来の有機性資源）の利活用について研究を進めます。

② 水産業の振興

恵み豊かな宇和海を生かし、マダイ、ハマチなどの魚類の養殖や真珠・真珠母貝の養殖、漁船漁業などが行われ、農業とともに本市の基幹産業に位置づけられる水産業については、長期計画に基づく漁港の整備、藻場や増養殖場の造成などの漁場整備、海域の環境保全を進めながら、水産業を支える担い手の育成・確保による経営体制の基盤強化に努めます。

また、関係機関・団体との連携のもと、種苗放流・中間育成事業等を促進し、資源の拡大に努めるほか、養殖事業における生産性・品質・安全性の向上や一層のブランド化、試験研究施設の誘致・整備等による新たな特産品の開発、加工体制の充実等を促進します。

また、環境にやさしい養殖事業の促進に努めるとともに、交流拠点施設の活用等による水産物の直売体制の充実や学校給食、他の公共施設との連携等による地産地消の促進、ブルー・ツーリズム（漁村における滞在型の余暇活動）や観光漁業の展開等による都市住民・消費者との交流の促進、さらには食育の推進を図り、新たな時代の魅力ある水産業の実現に努めます。

③ 商業の振興

人口の減少や車社会の進展、消費者ニーズの多様化等に伴い厳しい状況にある商業については、広域的な商業中心地としての機能の維持・強化に向け、商工会議所等関係機関・団体と連携し、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開、農林水産業や観光との連携による特産品の開発・販売など、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

また、市民及び事業者との協働のもと、市街地整備など都市基盤整備と連動した空き店舗の活用や駐車場の確保、景観整備など、商店街の環境・景観整備について検討・推進し、人々が行き交うにぎわいの場の再生と創造を目指します。

④ 工業の振興と新産業の開発

農林水産物加工をはじめとする伝統的な地場産業と誘致企業を中心とする工業については、地域活力の向上や若者の定住、雇用の場の確保等を見据え、商工会議所等関係機関・団体と連携し、既存企業の体質強化や経営の安定化を促進するとともに、産・学・官及び産業間の連携強化等による産業開発・起業支援体制の強化を図り、新製品や新技術の開発、新産業の開発や起業化を促進し、産業の新たな展開に努めます。

また、四国横断自動車道の整備による交通立地条件の向上等を生かし、工業立地基盤の整備充実のもと、関係機関と連携しながら、企業誘致活動を積極的に展開し、付加価値の高い優良企業の立地を促進します。

⑤ 観光の振興

優れた自然資源や伊達家ゆかりの歴史資源、闘牛や牛鬼、食資源をはじめ、多彩で魅力ある観光・交流資源を有する本市の観光については、体験型・滞在型の観光・交流機能の強化に向け、既存観光・交流資源の一層の活用、ネットワーク化を進めるとともに、農林水産資源をはじめとする本市ならではの地域資源を生かした体験・交流プログラムの開発による多彩なツーリズム観光の展開を促進します。

また、広域的な観光体制の充実、観光PR活動の強化、市民のホスピタリティ（もてなしの心）の向上など、多面的な取り組みを推進します。

⑥ 雇用対策と勤労者福祉の充実

雇用をめぐる状況が一層厳しさを増す中、各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の確保・拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や地元企業等との連携のもと、相談や情報提供、職業能力開発機会の提供等により、若者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に努めます。

また、企業への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促すほか、勤労者福利厚生機能の充実に努め、すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりを進めます。



2. だれもが健康で安心して暮らせるうわじま

① 健康づくり・医療体制の充実

すべての市民が健康寿命を伸ばし、生涯にわたって健康で幸せに暮らせるよう、保健・福祉の総合的な拠点施設の整備を進めるとともに、健康づくり推進計画に基づき、保健・医療・福祉の有機的連携のもと、生活習慣の改善に向けた多様な健康づくり施策を総合的、計画的に推進します。

また、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実、生活習慣病予防・介護予防を柱とした成人・老人保健の充実、精神保健・感染症対策の推進など、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。

さらに、高齢化の急速な進行による老年人口の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化等、医療を取り巻く環境の著しい変化に伴う医療ニーズの高度化、複雑多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、市立病院相互の機能分担と連携、医師の確保等に努めるとともに、へき地拠点病院としての市立宇和島病院と国民健康保険直営診療所の連携により、へき地・離島における診療体制の維持・充実に努め、地域医療体制の充実を進めます。

また、関係機関・団体との連携のもと、食の安全・安心の確保に向けた施策を推進します。

② 地域福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行に伴い福祉ニーズが増大・多様化する中で、子どもも高齢者も障がい者も、すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら健康でいきいきと暮らせるよう、福祉関連サービスを調整・統合化した地域福祉計画の策定のもと、総合的な相談・情報提供体制の確立などサービスを利用しやすい環境づくりを進めるとともに、社会福祉協議会や各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO（民間非営利組織）等の福祉活動を育成・支援し、地域福祉を推進する多様な担い手づくりと支え合いの地域づくりを進めます。

また、バリアフリー（障壁を取り除くこと）、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）のまちづくりを進め、すべての人が安全に安心して生活ができる環境づくりを図ります。

③ 子育て支援の充実

少子化が急速に進行し、全市的な対応が緊急課題となっている中、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向け、次世代育成支援行動計画の策定のもと、保育サービスの充実及び保育所のあり方の検討をはじめ、学童保育や地域子育て支援拠点事業の充実、子育て支援のネットワークづくりなど、地域における子育て支援の充実を進めます。

また、子どもや母親の健康の確保、食育の推進に向けた施策の展開、次世代の親の育成をはじめとする教育環境の整備、良好な居住環境の整備など子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立に向けた環境整備、子どもの安全の確保、さらには児童虐待やひとり親家庭など要保護児童への対応など、多面的な施策を総合的、計画的に推進します。

④ 高齢者支援の充実

全国平均や県平均を大幅に上回る勢いで高齢化が進行し、超高齢社会の到来を見据えた総合的な取り組みが求められる中、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを核とした地域支援事業を効果的に推進し、予防重視型システムの定着を進めていくとともに、要支援認定者を対象とした予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付等を実施します。

また、介護予防・健康づくりに向けた保健事業や福祉サービスを推進するほか、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習機会の充実、シルバー人材センターの充実支援など、生きがいつくり、社会参加に向けた施策を推進します。

⑤ 障がい者支援の充実

障がい者の増加及び高齢化が進む中、すべての障がい者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、障がい福祉計画に基づき、また障がい者計画の策定のもと、ノーマライゼーション（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の理念の一層の浸透を図るとともに、介護給付や訓練等給付の実施、地域生活支援事業の推進など、障がい福祉サービスの提供を図ります。

また、障がい児保育や特別支援教育の充実、障がい者関連施設との連携等による就労機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進、障がいの予防と早期発見、早期治療・療育、機能訓練等の保健・医療サービスの充実など、総合的な取り組みを推進します。

⑥ 社会保障の充実

生活保護については、経済的給付に加え、生活保護受給者の効果的自立と生活意欲の向上を促すため、民生児童委員や各関係機関との連携のもと、状況を的確に把握し、適切な相談・指導・支援及び自立支援プログラム（生活保護受給者の実態に応じた自立支援の内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々に必要な支援を組織的に実施するもの）の導入実施を図ります。

また、極めて厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全化に向け、保健師との連携による生活習慣病対策など保健事業の推進をはじめ、医療費の適正化対策、国民健康保険料の収納率向上対策に努めます。

さらに、広報・啓発活動や年金相談の充実に努め、国民年金制度についての市民の正しい理解の浸透、未加入者の加入促進に努めます。



3. 自然と共生する快適・安全なうわじま

① 環境自治体の形成

緑と海に包まれた雄大で美しい自然がいきづくまちとして、四国をリードする環境自治体の形成を進めるため、新エネルギービジョンや環境基本計画、地球温暖化防止実行計画等の新たな指針づくりのもと、自然環境の保全をはじめ、海域・河川の水質汚濁など公害の防止から地球温暖化の防止まであらゆる環境問題への対応、新エネルギーの導入、省エネルギーの促進、ごみの不法投棄の防止など環境美化・保全の推進、環境教育の推進、持続可能な循環型社会の普及、さらには市民・事業者の環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着など、多面的な環境・エネルギー施策を総合的、計画的に推進します。

② 水道の整備

快適な市民生活に一日も欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給を図るため、第7次整備事業計画に基づき、施設の老朽化への対応や耐震化、災害時への対応等を考慮し、老朽管の布設替えや浄水場の整備をはじめ、各種上水道施設の整備を計画的に推進するとともに、簡易水道事業の充実を図ります。

③ 下水道の整備

海域や河川等の公共用水域の水質を保全し、美しく快適な居住環境を確保するため、地域の状況に応じ整備区域や整備手法等を見直して全市的な污水处理計画を策定し、公共下水道事業を計画的に推進するとともに、集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、市全域における污水处理施設の早期整備に努めます。

また、浸水被害を防止するため、雨水対策を進めます。

④ 廃棄物処理体制の充実

持続可能な循環型社会の形成に向け、愛媛県ごみ処理広域化計画等に基づき、熱回収施設（焼却施設）やリサイクル施設、最終処分施設の整備・集約化など広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めます。

また、市民への啓発活動を積極的に推進しながら、ごみ分別の徹底及び3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の定着に努めるほか、広域的なし尿処理体制の充実に努めます。

⑤ 墓地・斎場の整備

共葬墓地の維持管理に努めるとともに、斎場については、老朽化の状況を考慮し、整備充実及び適正管理を進めます。

⑥ 公園の整備と緑化の推進

市民の身近なスポーツ・レクリエーションの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上に向け、公園・緑地、親水空間の整備や老朽化した既存公園のリニューアル等を計画的に進めます。

また、市民との協働のもと、全市的な緑化運動、花いっぱい運動を展開し、花と緑あふれる快適な環境づくりを進めます。

⑦ 消防・防災体制の充実

南海・東南海地震の発生確率や、複雑な海岸線と急峻な山々に囲まれた本市の地形的特性等を十分に踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化をはじめ、宇和島地区広域事務組合による広域的な常備消防・救急体制の充実及びさらなる広域化の推進、消防施設の計画的整備を図り、消防力の強化を進めます。

また、地域防災計画等の指針に基づき、自主防災組織の育成や緊急時の情報通信体制の充実をはじめ、総合的な防災体制の確立を図るとともに、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、海岸保全施設の整備や河川の改修、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を進めます。

また、世界各地でテロや有事が多発する中、武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進します。

⑧ 交通安全・防犯体制の充実

四国横断自動車道の整備等に伴う今後の交通量の一層の増加も見据え、警察や関係団体等と連携しながら交通安全教育・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、通学路や危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を進めます。

また、全国的に子どもが被害者となる凶悪犯罪が多発し、防犯体制の強化が特に重視される中、警察や関係団体等と連携しながら啓発活動や情報提供等を行い、市民の防犯意識の高揚や自主的な地域安全活動の促進、市民と一体となった防犯体制の強化に努めるとともに、防犯灯の設置を促進します。

⑨ 消費者対策の充実

振り込め詐欺や有料サイトの架空請求などの悪質商法による被害が急増し、大きな社会問題となっている中、自立する消費者の育成とトラブルの未然防止に向け、県生活センター等との連携のもと、消費者教育・啓発の推進や消費生活情報の提供、相談体制の充実を図ります。



4. 人々が集う魅力ある便利で安全なうわじま

① 計画的な土地利用の推進

四国横断自動車道の整備や市民ニーズの動向、時代変化等を踏まえ、長期的・広域的な視点に立ち、本市の持続的発展を見据えた一体的かつ均衡のとれた土地利用を推進するため、都市計画区域・用途地域の見直し及び都市計画マスタープランの策定、農業振興地域整備計画の見直しなど、土地利用関連計画の策定及び総合調整を一体的に行うとともに、これらの周知や運用による適正な規制・誘導を図り、計画的な土地利用を推進します。

また、地籍を明確化し、土地の適正かつ高度な利用を図るため、調査体制の充実のもと、地籍調査事業を推進します。

② 市街地の整備

人々が集い交流する魅力ある市街地の再生と創造に向け、都市計画マスタープランに基づき、また中心市街地活性化基本計画の策定のもと、市民及び事業者、行政が一体となった全市的な都市づくり体制の確立及び気運の醸成を図りながら、既成市街地の土地の高度利用や新たな市街地の形成誘導を進め、商業・業務機能をはじめとする多様な都市拠点機能の集積や住環境の向上、産業立地基盤の充実等を図ります。

③ 景観の形成

景観行政団体として、本市ならではの自然景観や歴史景観の保全と創造、個性的で美しい都市景観の形成を図るため、市民及び事業者の意識の高揚を図りながら、景観条例や屋外広告物条例に基づき、市街地を中心とする美しい町並みや歴史的景観の保存・形成に努めるとともに、景観法に基づき遊子水荷浦地区景観計画を策定し、段畑の保存・活用と農林水産業など地域産業の活性化の視点に立ち、地域一体となった景観形成を進めます。

④ 住宅施策の推進

定住・移住の促進と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、居住系市街地の整備や民間開発の適正な誘導等により、良好な環境の住宅地の形成を進めるほか、市営住宅については、公営住宅再生マスタープランの策定のもと、若者の定住を促進する住まいづくり、高齢者や障がい者、子育て家庭が安全で安心して暮らせる人にやさしい住まいづくりといった視点に立ち、老朽化した住宅の建て替え・改善等を計画的に進めます。

また、若者の定住や団塊の世代の移住を促進する効果的な支援施策を検討・推進します。

⑤ 道路・交通網、港湾の整備

広域交流拠点としての機能をさらに強化し、さまざまな分野における本市の発展可能性を高めるため、四国横断自動車道（宇和島北 IC～西予宇和 IC 間）及び宇和島道路の早期開通はもとより、四国 8 の字ネットワークの整備を積極的に働きかけていくとともに、国道56号・320号や主要地方道宇和島下波津島線をはじめとする国・県道の整備促進、九島架橋の実現に向けた取り組みを進めます。

また、これら幹線道路網へのアクセスの一層の向上や市内地域間の連携強化、安全性・利便性の一層の向上に向け、幹線市道や身近な生活道路の整備及び維持補修を計画的、効率的に進めます。

公共交通機関については、JR 予讃線・予土線の利便性向上やフリーゲージトレイン（新幹線が在来線に直通運転することができるよう、車輪の幅を自動的に変えられる電車）の導入を要請していくほか、市民の日常生活における身近な交通手段として、路線バス及び離島航路の維持・確保、コミュニティバスの充実等に努めます。

また、重要港湾である宇和島港をはじめ、各地方港湾について、相互の連携と機能分担を図りながら、物流機能など港湾機能の強化、親水・レクリエーション空間としての整備など、総合的な港湾整備を進めます。

⑥ 情報化の推進

市民生活の質的向上と地域活性化を見据え、すべての市民が各種情報サービスを等しく利用することができるよう、民間通信事業者との協調等により、高速・大容量化に対応した情報通信基盤の全市的な整備・確保を進めます。

また、電子申請の充実や電子収納の導入をはじめ、行政内部の情報化を一層推進するとともに、全市的な地域情報化の視点に立ち、多様な分野における情報システムの整備及び情報サービスの提供を図り、電子市役所の構築及び市全体の情報化を進めます。

さらに、これら情報化を円滑に進めるため、市民及び職員への教育・研修、情報セキュリティ（安全）対策を推進します。



5. 新時代を拓き生き抜く人材を育成するうわじま

① 学校教育の充実

子どもたちが、新時代の本市を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができるよう、幼稚園・保育所のあり方について検討を進めながら幼児教育機能の充実に努めるとともに、義務教育においては、地域の教育力を生かした特色ある教育の充実や国際化、情報化、環境問題など社会変化に対応した教育の充実等による確かな学力の育成、道德教育や人権教育、福祉教育の充実等による豊かな人間性の育成、健康教育や食育の充実等による健康・体力の育成など、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動を推進します。

また、耐震化や老朽化への対応に向け、学校施設の整備を計画的に推進するとともに、児童・生徒数の減少を考慮し、学校の統廃合について検討を進めます。

さらに、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを進めるほか、いじめや不登校などの心の問題へのきめ細かな対応、学校給食センターの整備による給食体制の充実、安全対策の強化など、総合的な教育環境の向上を図ります。

また、市一体となって地域活性化とそのための人材育成を進めるため、大学等高等教育機関の誘致に向けた取り組みを進めます。

② 生涯学習の充実

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、自己実現を図りながら充実した人生を送り、その成果を本市のまちづくりに生かすことができる生涯学習社会の確立に向け、推進組織の設置や推進計画の策定など全市的な生涯学習推進体制の整備のもと、生涯学習センターや図書館、公民館をはじめとする既存の生涯学習関連施設の整備充実・有効活用、新たな拠点施設の整備、指導者の登録・派遣体制の整備を図るとともに、さまざまな分野で行われている学習関連事業を統合・体系化した特色ある学習プログラムの整備と提供、各種団体の自主活動の支援等に努めます。

③ スポーツの振興

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々の心身の健全な育成に必要不可欠なものであり、市民一人ひとりが健康の糧として生活に取り入れられるような生涯体育の環境整備を進めます。

特に、平成29年の愛媛県で開催される国民体育大会を契機とした市全体の活性化に向けて、スポーツ施設の整備・管理運営体制等の充実を図るとともに、体育協会、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体の育成や総合型地域スポーツクラブ（地域住民だれもが気軽に参加できる自主運営複合型スポーツクラブ）の普及並びに指導者の養成を推進します。

また、スポーツ教室等の開講、地域の特色を生かしたスポーツ大会の展開に努めるとともに、国民体育大会を見据えた、すべての市民がスポーツに参画し、観戦するまちづくりに向けた取り組みを積極的に推進します。

④ 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用

市民が文化芸術を身近に感じ、個性豊かで創造的な文化芸術活動を行えるよう、文化協会をはじめ各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、指導者の育成・確保、多様な文化芸術の鑑賞機会や発表機会の充実、美術館など文化施設の整備検討を進めます。

また、伊達家ゆかりの文化遺産をはじめとする数多くの貴重な歴史資源を有するまちとして、歴史文化の薫り高いまちづくりを一層進めるため、宇和島城の保存整備、段畑景観や伝統的な町並みの保存整備をはじめ、有形・無形の文化遺産の調査や保存・活用を進めるとともに、博物館や資料館等の充実及び有効活用を図り、市内外の多くの人々が本市ならではの歴史文化に親しめる場や機会の充実を進めます。

⑤ 青少年の健全育成

青少年が、新時代の本市を担う人材として健全に育成されるよう、関係部門、関係機関・団体が一体となった健全育成体制の整備のもと、少年センターによる補導活動をはじめ、非行の防止や有害環境の浄化に向けた活動を進めるとともに、家庭や地域の教育力の向上に向けた施策の推進、青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動などへの参画促進、青少年団体やリーダーの育成に努めます。

⑥ 国際化・地域間交流の推進

地球交流時代の到来に対応した人づくり、地域づくりに向け、外国語教育・講座の充実や小中学生の海外派遣研修の推進等を通じ、国際感覚あふれる人材の育成を進めるほか、国際交流団体の育成など市民主体の国際交流推進体制の整備を進めながら、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市との姉妹都市交流や中国浙江省象山区との友好交流等を推進します。

また、案内板・刊行物等の外国語併記や窓口対応の充実をはじめ、さまざまな分野で外国人が住みやすく訪れやすい、世界に開かれたまちづくりを進めます。

さらに、本市の特性や資源を有効に活用し、長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市との姉妹都市交流をはじめ、国内の他自治体等との交流活動を展開し、市の活性化につなげていきます。



6. 市民と共に歩むうわじま

① 人権尊重社会の確立

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの課題として主体的に取り組み、社会を構成するすべての人々の人権が尊重される社会の確立に向け、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例に基づく市の基本計画の策定のもと、指導者の育成・確保など推進体制の整備を進めながら、あらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

② 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を図るため、男女共同参画推進条例及び基本計画に基づき、市、市民、事業者、県及び国との連携と協働により、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進します。

③ コミュニティの育成

新たな時代の住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、市民のコミュニティ意識の高揚やリーダーの育成を図るとともに、活動拠点となる公民館や集会所等の整備充実を進めます。

また、少子高齢化や人口減少、時代変化を踏まえた新たなコミュニティ単位の設定をはじめ、特色ある活動や個性あるコミュニティづくりへの支援、地域住民自らの手による地域計画づくりへの支援など、新時代のコミュニティ形成に向けた仕組みづくりを検討・推進します。

④ 市民と行政との協働体制の確立

市民と行政とが力を合わせた協働のまちづくり、新しい公共空間の形成に向け、市民参画・協働に関する指針づくりのもと、広報紙やホームページの充実、懇談会やタウンミーティングの開催をはじめとする広報・広聴活動の一層の充実、円滑な情報公開の推進、まちづくりに関する学習機会の提供を図り、市民と行政との情報・意識の共有化を図ります。

また、各種審議会・委員会の一般公募、パブリックコメント（ホームページ等を活用した住民意見の募集）の実施等により、政策形成過程からその評価・見直しまで、市民の参画・協働を促進するほか、指定管理者制度（公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度）の導入等により、公共施設の整備・管理等への市民及び民間の参画・協働を促進します。

さらに、新たなまちづくりの担い手として、NPO等の育成・支援に努めます。

⑤ 自立した公共経営の推進

限られた経営資源（人、物、財源）や条件の中で、市民満足度の向上を図るとともに、地方分権時代にふさわしい自立した公共経営を推進するため、行政改革大綱及び集中改革プラン、財政計画等の指針に基づき、財源配分の重点化や自主財源の確保、補助金や公共工事の見直し等の歳入歳出一体改革による財政運営の健全化をはじめ、行政評価システムの導入等を通じた事務事業の見直しや民間委託の推進、公共施設の見直し等による効率的な行政運営の推進、組織・機構の再編や定員管理の適正化、人材育成の推進等による組織体制の充実、さらには窓口サービスの充実など、行財政改革を強力に推進します。

また、道州制の動向など時代変化を見極めながら、広域行政を推進します。

う ^{うし おに}牛鬼が ^{たけ あば}猛り暴れる ^{う わ しま}宇和島まつり



牛 鬼
牛鬼はお祭りの御神輿^{おみこし}を先導して悪魔を祓い、道を清める練り物として古くから伝えられてきました。起源については定かではありませんが、いまでは宇和島のシンボリック存在として親しまれています。「うわしま牛鬼まつり」では多数の親牛鬼、子ども牛鬼が登場して、観光客の人気を集めています。また、国内はもとより海外へも遠征して外国人を驚かせたりしています。

「新宇和島かるた」㊦㊧ → P63